令和3年度 前期 授業料減免申請要領 (減免・納付期限変更・分割納付)

申請受付期間

令和3年3月 19 日(金)~4月 20 日(火)

≪問い合わせ先≫ 学生センター (学生支援室 学生支援グループ) TEL 019-694-2010

FAX 019-694-2011

e-mail <u>ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp</u>

宮古事務局 TEL 0193-64-2230

FAX 0193-64-2234

e-mail <u>myk-inquire@ml.iwate-pu.ac.jp</u>

- ※本要領は、以下の3つの授業料減免制度について記載しています。
 - ① 高等教育の修学支援新制度【新制度】
 - ② 岩手県立大学が独自に実施する授業料減免【本学独自制度(通常分)】
 - ③ 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害に伴う授業料減免【本学独自制度(震災分)】

第1章 高等教育の修学支援新制度【新制度】

1 高等教育の修学支援新制度について

「高等教育の修学支援新制度」(以下、「新制度」という。)は、住民税非課税世帯など真に支援が必要な低所得者世帯の<u>学部生(留学生を除く)</u>に対して、日本学生支援機構の給付奨学金と大学の入学料・授業料減免の支援を行う制度です。

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された学生は、給付奨学金の支援区分(第Ⅰ~第Ⅲ区分)に従い、入学料及び授業料について、全額、2/3の額、1/3の額が減免されます(入学料の減免は前期申請時のみ)。

また、新制度によって授業料の負担が生じる者又は新制度の適用を受けない者は、本学が独自に実施する授業料等減免制度(以下、「本学独自制度」という。)が適用される場合がありますので、新制度に申請をする場合には、必ず「本学独自制度」も同時に申請を行ってください。

(既に新制度【第 I 区分】の支援を受けている方及び新入生の内高校在籍中の予約採用で【第 I 区分】の候補者となっている方は、本学独自制度に申請する必要はありません)

≪新制度の支援額≫

支援区分	給付奨学金(月額)	前期授業料減免額	入学料減免 (新入生のみ)
	自宅外 月額 66,700円	全額減免	全額減免
第I区分	自 宅月額 29,200円	4大 267,900円	(上限額) 4大 282,000円
	※月額 33,300円	短大 195,000円	短大 169, 200 円
	自宅外 月額 44,500円	2/3 減免	2/3 減免
第Ⅲ区分	自 宅月額 19,500円	4大 178,600円	(上限額) 4大 188,000円
	※月額 22,200円	短大 130,000円	短大 112, 800 円
	自宅外 月額 22,300円	1/3 減免	1/3 減免
第Ⅲ区分	自 宅月額 9,800円	4大 89,300円	(上限額) 4大 94,000円
	※月額 11,100円	短大 65,000円	短大 56,400円

(※の金額は、生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の支援金額)

2 新制度の授業料等減免の申請資格等

(1) 継続申請資格

令和2年後期に日本学生支援機構の給付奨学金(高等教育の修学支援新制度に係るもの)を受けている者

(2) 新規申請資格

日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象者の要件を満たしている者(詳細は日本学生支援機構「給付奨学金案内」のとおり)

(要件の一例)

- ・大学への入学時期等に関する資格(高校卒業後2年以内に本学に入学など)を満たすこと
- ・日本国籍を有する者又は外国籍の人は在留資格に関する資格(永住者や法定特別永住者等) を満たすこと
- ・修得単位数が標準単位数 (=卒業要件単位数・修業年限×在学年数) 以上であること
- 特別な事情なく修業年限で卒業できないこと(留年等)が確定していないこと
- ・学生本人と生計維持者(2名)の資産額(預金・有価証券等)の合計が2,000万円未満(生計維持者が1名のときは1,250万円未満)であること

(3) 新制度と本学独自制度の併願について

新制度の新規申請資格があり、申請を行う方は、必ず新制度と本学独自制度両方の申請手続きを行ってください。 新制度と本学独自制度を併願し、両方とも採用された場合には、より減免額の大きい制度を適用します。

(既に新制度【第 I 区分】の支援を受けている方及び新入生の内高校在籍中の予約採用で【第 I 区分】の候補者となっている方は、本学独自制度に申請する必要はありません)

3 申請手続き

(1)継続申請

令和2年後期に給付奨学金(及び授業料減免)を受けており、令和3年度前期も継続を希望する場合には、継続申請を行います。

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」(様式第7号)を 4月20日(火)までに大学へ提出ください。

(第Ⅲ区分、第Ⅲ区分を受けている方は、同時に、【本学独自制度】にかかる手続きも必要となりますので、第2章(通常分)又は第3章(震災分)にてご確認ください。)

(2)新規申請

現在給付奨学金を受けておらず(新1年生のうち、高校在籍中の予約採用で【第I区分】の候補者となっている者を除く)、令和3年前期に給付奨学金と授業料減免を申請することを希望する場合には、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」(様式第6号)、「大学等への修学支援の措置に係る学修計画書」及び「給付奨学金確認書」を4月20日(火)までに大学へ提出ください。

(この場合、同時に給付奨学金の申請手続きも必要となります。また、【本学独自制度】にかかる手続きも必要となりますので、第2章(通常分)又は第3章(震災分)にてご確認ください。

4 注意事項

(1) 申請手続きについて

- ・申請者は学生本人です。提出書類は必ず自分で記入してください。
- ・申請要領等をよく読み、そのうえで不明な点については、早めに学生センターに自分で問い合わせてください。
- ・誤記、記入漏れ等があると申請者本人の不利益となる場合があります。丁寧に記入してください。
- ・書類を提出する前に、記入漏れ、書類の添付漏れがないか十分にチェックするとともに、次回申請に備えてコピーを保管するなど、各自工夫してください。
- ・申請期限間近になると、窓口が混雑しますので、早めの申請にご協力ください。
- ・申請後、必要に応じて掲示、電子メール、電話等により内容確認の連絡をすることがありますので、迅速に対応してください。
- ・虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、承認後であってもこれを取り消すことがあります。
- ・授業料減免等を申請する場合は、授業料の納付方法は銀行口座振替を選択していただく必要があります。 口座振替依頼書を未提出の場合は、授業料減免等申請書と併せて口座振替依頼書を提出してください。

(2) 適格認定について

- ・ 給付奨学金については、年2回の適格認定が行われ、夏季に家計状況により、年度末に学業成績により(※)、 受給基準を満たすか判定され、この結果に従い、次学期の授業料減免額が設定されます。
- (※短期大学部においては、各期末に学業成績による適格認定が行われます。)
- ・ 年度末時点の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合は、「廃止」や「警告」という措置が行われます。

「廃止」となった場合は、次年度以降の授業料減免及び給付奨学金が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなります。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。次回も成績が向上せず「警告」となった場合は「廃止」となります。

著しく成績不良である場合は、年度初めに遡って認定を取り消され、その年度で減免された入学料及び授業料を納付し、給付奨学金を返還する必要が生じます。

・ 懲戒処分(退学、停学等)を受けた場合、授業料減免については廃止又は停止になります。

(3) 学籍異動(休学・退学) について

・ 休学・退学する場合は、休学・退学願を提出する際、必ず日本学生支援機構の異動届も提出してください。

第2章 岩手県立大学が独自に実施する授業料減免

【本学独自制度(通常分)】

1 制度の内容

以下、(1) 授業料減免、(2) 納付期限変更、(3) 分割納付を組み合わせて同時に申請することができます。ただし、(2) 納付期限変更と (3) 分割納付を同時に申請することはできません。

(1) 授業料減免

ア減免額

原則的に当該期に係る授業料の全額

イ 要件

- 1) 学力要件
 - GPAが2.00以上であること(注1)
 - 学年に応じた基準以上の単位修得
 - ・ 特別な事情なく留年していないこと
- 2) 家計要件
 - ・ 令和2年の認定所得額(注2)が一定の基準額以下であること
- 3) 奨学金要件
 - ・ 現在奨学金を受給していること又は直前の募集で日本学生支援機構奨学金等に申込みをしていること
- ウその他

減免不承認だった場合の授業料の納付期限は7月12日になります。

- (注1) 通算GPA=(在学中に評価を受けた全GPA対象科目で得たGP×当該科目の単位数)の合計/在学中に評価を 受けた全GPA対象科目の単位数の合計
- (注2) 認定所得額=総収入金額-必要経費-特別控除額

《参考》年収の上限の目安

世帯構成:父(就業者)、母(専業主婦)、学生、学生の兄弟1名(高校生)の計4人世帯の場合					
区分	学生本人の 住 居 区 分	給与所得の世帯 (源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得以外の世帯 (確定申告書の「所得金額」)		
授業料減免	自 宅	418万円	230万円		
1文耒代例兄	自宅外	481万円	274万円		
納期変更・分割納付	自 宅	6 4 5 万円	390万円		
₩1991及 火 * 刀刮桃竹	自宅外	6 9 2 万円	4 3 4万円		

⁽注) 上記の金額はあくまで「目安」です。世帯人数や家庭の事情により増減しますので注意してください。

(2) 納付期限変更

ア内容

授業料の納付期限(通常は5月)を、申請者の希望により変更

イ 選択可能な希望納付期限

7月12日、8月12日、9月13日から選択

ウ要件

令和2年の認定所得額が一定の基準額以下であること (学力要件と奨学金要件はありません。)

(3) 分割納付

ア内容

授業料を3回に分けて納付

イ 分割払い納付期限

7月12日、8月12日、9月13日

ウ要件

令和2年の認定所得額が一定の基準額以下であること (学力要件と奨学金要件はありません。)

2 新制度と本学独自制度の併願について

新制度の申請資格がある方は、必ず新制度と本学独自制度両方の申請手続きを行ってください。 新制度と本学独自制度を併願し、両方とも採用された場合には、より減免額の大きい制度を適用します。 (既に新制度【第 I 区分】の支援を受けている方及び新入生の内高校在籍中の予約採用で【第 I 区分】の候補者となっている方は、本学独自制度に申請する必要はありません)

3 提出書類

(1) 必ず提出する書類(次のすべての書類)

	提出する書類	注 意 事 項
-1	授業料減免等申請書 (様式第1号)	・留学生の方は別紙「外国人留学生収支状況等申告
1	家庭状況調査書 (様式第2号)	書」も提出すること。
2	所得・課税証明書 (市区町村が発行する 最新のもの) (※令和2年度後期に新制度の【 <u>第Ⅲ区</u> <u>分】又は【第Ⅲ区分】</u> の支援を受けている方は提出不要です。また、新入生のう	・学生本人、就学者(学校に通っている人)を除く世帯内全員分を提出していただきます。 ・無職者・年金受給者・専業主婦の方の分も提出が必要です。 ・学生本人・就学者の分は提出不要です。(※(2)の9に該当する場合等を除く)・タイトルが「令和2年度」の所得・課税証明書を提出いただくこととなります。
	ち、高校在籍中の予約採用で <u>【第Ⅱ区分】</u> 又は【第Ⅲ区分】の候補者となっている 方は提出不要です。)	・ <u>所得金額と課税額の両方が記載されているもの</u> を 提出してください。 ・ 原本 を提出すること。(写し不可)
	確定申告書の写し	・世帯の中で給与所得のみで確定申告をしていない
	又は、海自御中華の名は	方については、 <u>源泉徴収票の写し</u> を提出してくださ , 、
	源泉徴収票の写し	い。 - 2020 年 (全和 2 年 1 日 - 全和 2 年 12 日) の配復。
3	(※令和2年度後期に新制度の【第Ⅲ区	・ <u>2020 年(令和 2 年 1 月~令和 2 年 12 月)</u> の所得・ 収入が確認できるものが必要です。
	分】又は【第Ⅲ区分】の支援を受けてい	・確定申告書:令和3年1月以降に税務署等に提出
	る方は提出不要です。また、新入生のう	した申告書の本人控えの写し
	ち、高校在籍中の予約採用で <u>【第Ⅱ区分】</u>	・源泉徴収票:令和3年1月以降に交付されたもの
	又は【第Ⅲ区分】の候補者となっている	の写し
	方は <u>提出不要</u> です。)	

(2) 該当事項に応じて提出する書類

	該当事項			提出する書類		発 行 所
	1	日本学生支援機構の奨学金、岩 手県立大学学業奨励金 <u>以外の</u> 奨 学金を受給している(受給する 予定)場合		・金額が分かる書類(奨学生証等) (※何らかの奨学金を受給していることが授業料減免の要件の一つとなっています。ただし、入学した期についてはこの限りではありません。)		奨学金の実施者
	2	世帯の中に令和: 日までに転職又に た方がいる場合		・月収(又は年収)見込証明書・最近3か月分の給与支払明細書(写)	左記のいずれか	転職・就職後の 勤務先
	3	世帯の中に年金がいる場合	・恩給等受給者	・年金等の源泉徴収票 (写)・年金等改定通知書 (写)・年金等支払通知書 (写)	左記のいずれか (令和2年1~令和2年12月 の受給総額がわかるもの)	社会保険庁等
	4	世帯の中に雇用保険(失業給付金)受給者がいる場合		·雇用保険受給資格者証 (写)	受給額・期間がわかるもの	職業安定所
収	5	生活保護受給世帯である場合		・保護開始(変更)通知書 (写) ・受給証明書 (写)	左記の <u>いずれか</u> (扶助料がわかるもの)	福祉事務所等
入	6	児童扶養手当受給世	世帯である場合	・児童扶養手当受給者証 (写)	受給額がわかるもの	市区町村役場
人確認書	7	臨時的な所得がある場合 (申請前6か月以内に限る。退 職金、保険金、資産譲渡所得、 山林所得等)		・退職所得の源泉徴収票 (写) ・退職金支払通知書 (写) ・保険金支払通知書 (写) ・売買契約書 (写) ・確定申告書 (写)	左記の <u>いずれか</u>	勤務先・保険会 社等
類	8	学生本人が3か月以上継続して アルバイトに従事している場合		・2020年の源泉徴収票 (写) ・最近3か月分の給与支払明細書 (写) ・その他収入額を確認できる書類	左記のいずれか	勤務先
	9	学生本人が独立生計者である場合(次の全部に該当すること) ・父母等の被扶養者でない(健康保険・所得税等全て)こと ・父母等と別居していること ・本人又は配偶者の収入のみで生計を維持していること		・本人・配偶者・父母等の <u>令和2年分</u> 所得の確定申告書(写)又は源泉徴収票(写) ・市区町村長が発行する本人・配偶者・父母等の最新の所得・課税証明書 ・本人の健康保険証等(写) ・本人の属する世帯全員の住民票	左記の <u>全部</u>	市区町村役場
	10	0 外国人留学生	本国から送金 がある場合	・外国人留学生収支状況等申告書 (必須) ・送金額がわかる書類(通帳の写など) ・本人等の収入に関する証明書類 (写)	左記のいずれか	
			本国から送金 がない場合	·外国人留学生収支状况等申告書 <u>(必須)</u>		
	11	世帯の中に障がい者がいる場合		・障害者手帳 (写) ・障害者年金の受給額がわかるもの		都道府県等
控除確認書類	12	世帯の中に長期療養者 (6か月 以上)がいる場合		・初診日を明記した診断書(原本)・申請前1年以内の医療費の領収書(写)	左記の <u>全部</u>	医療機関等
	13	家計支持者が別居している世帯 (単身赴任等)		・別居のため特別に支出した費用(住居費等)の申請前1年以内の領収書(写)		
	14	申請前6か月以内に風水害・火 災等の災害を受け、長期にわた る支出増又は収入減がある場合		・罹災(被災)証明書 (写) ・復旧費用の見積書等 (写)	左記の全部	市区町村役場・ 警察署・消防署、 建設会社等

- 注1 (写)と記載されている書類については、原本ではなく、必ずコピー(A4版)を提出してください。
 - 2 1~10 (収入関係)の書類については、該当する場合には必ず提出してください。派付がない場合には申請を受理できません。
 - 3 11~14 (控除関係) の書類については、提出がない場合には家庭状況調査書の該当欄は記載がないものとみなします。
 - 4 必要に応じ、上記以外にも確認書類の提出を求めることがあります。

(2) 該当事項に応じて提出する書類は、令和2年度後期に新制度の<u>【第Ⅲ区分】又は【第Ⅲ区分】</u>の支援を受けている方は提出不要です。また、新入生のうち、高校在籍中の予約採用で<u>【第Ⅲ区分】又は【第Ⅲ区分】の候補者</u>となっている方は<u>提出不要</u>です。

4 申請受付

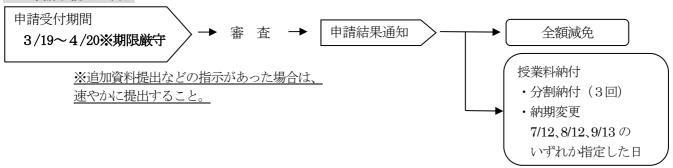
- (1) 受付期間 令和3年3月19日(金)~4月20日(火)(土日祝日を除く。)
- (2) 受付時間 8時30分~18時15分(13時~14時30分を除く。)
- (3) 受付場所 滝沢キャンパス 本部棟1階 学生センター 窓口 宮古キャンパス 宮古短期大学部事務局 窓口

(必ず申請者本人が持参すること。 郵送での申請は受け付けできません。)

5 審査結果通知

審査結果の通知は文書にておこないます。通知の時期は、人によって変わりますが、準備が整い次第、**学内メール 及び掲示**によりお知らせしますので、学生センター又は宮古短大事務局の窓口へ学生証を持参のうえ結果通知書を受け取りに来てください。

6 申請手続きの流れ



7 注意事項

- (1) <u>高等教育の修学支援新制度への申請を基本としています。新制度への申請資格がある方は、この制度の申請を行う</u>際に必ず新制度の方も同時に申請してください。
- (2) 提出書類は必ず自分で記入してください。
- (3) 審査は令和2年1月~令和2年12月の収入金額を基準とします。必要書類に漏れがないようにして下さい。
- (4) 申請要領等をよく読み、そのうえで不明な点については、早めに学生センター又は宮古短大事務局に自分で問い合わせてください。
- (5) 誤記、記入漏れ等があると申請者本人の不利益となる場合があります。丁寧に記入してください。
- (6) 収入等について不明な部分は、該当する方に確認してください。
- (7) 書類を提出する前に、記入漏れ、書類の添付漏れがないか十分にチェックするとともに、次回申請に備えてコピーを保管するなど、各自工夫してください。
- (8) 申請期限間近になると、窓口が混雑しますので、<u>早めの申請にご協力ください</u>。期限直前の申請で書類が不備の場合には、申請自体を受理できない場合もあります。
- (9) 申請後、必要に応じて学内メール、電話等により内容確認の連絡をすることがありますので、迅速に対応してください。
- (10) 虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、承認後であってもこれを取り消すことがあります。
- (11) <u>授業料減免等を申請する場合は、授業料の納付方法は銀行口座振替を選択していただく必要があります。</u> 口座振替依頼書を未提出の場合は、授業料減免等申請書と併せて口座振替依頼書を提出してください。

第3章 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害に伴う授業料等減免

【本学独自制度 (震災分)】

1 対象者

学生のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による次のいずれかの被害を受けた者とする。

- (1) 住居(学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)の住居を含む。以下同じ。)の 全壊・大規模半壊
- (2) 住居の全焼
- (3) 住居の流失
- (4) 学資負担者の死亡又は行方不明
- (5) 学資負担者の住居が、福島第一原子力発電所の事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除 準備区域に指定されたことにより、立退きの被害を受けた場合

2 制度の内容

以下、(1) 授業料減免に加えて、(2) 納付期限変更、(3) 分割納付を組み合わせて同時に申請することができます。ただし、(2) 納付期限変更と (3) 分割納付を同時に申請することはできません。また、(2) 納付期限変更のみ、(3) 分割納付のみという申請はできません。

(1) 授業料減免

(1) 技术作成工		
申請区分	内容	選考要件
①住居の被災 (全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼・ 流失)②学資負担者の死亡③学資負担者の行方不明	全額減免、半額減免又は 4分の1減免	次のすべてに該当すること。 【学力基準】 ・直前期までの修得単位数等が一定の基準 以上であること(注1) ・特別な事情なく留年していないこと
④福島第一原子力発電所の事故による被災 (帰還困難区域・居住制限区域・避難指示 解除準備区域)		【家計基準】 ・2020 年の認定所得額(注2)が一定の基 準額以下であること

(注1) 平成 29 年度以降に入学した者のみの適用となります。通算 G P A の数値が原則 1.80 (震災特別推薦入試で入学した者は原則 2.20 以上) であること。

通算GPA=(在学中に評価を受けた全GPA対象科目で得たGP×当該科目の単位数)の合計/在学中に評価を受けた全GPA対象科目の単位数の合計

(注2) 認定所得額=総収入金額-必要経費-特別控除額

(2) 納付期限変更

ア内容

授業料の納付期限(通常は5月)を、申請者の希望により変更

イ 選択可能な希望納付期限

7月12日、8月12日、9月13日から選択

ウ要件

令和2年の認定所得額が一定の基準額以下であること (学力要件はありません。)

(3) 分割納付

ア内容

授業料を3回に分けて納付

イ 分割払い納付期限

7月12日、8月12日、9月13日

ウ 更供

令和2年の認定所得額が一定の基準額以下であること (学力要件はありません。)

3 新制度と本学独自制度の併願について

新制度の申請資格がある方は、必ず新制度と本学独自制度両方の申請手続きを行ってください。 新制度と本学独自制度を併願し、両方とも採用された場合には、より減免額の大きい制度を適用します。

4 提出書類

※必要に応じ下記以外にも書類の提出を求めることがあります。

(1) 必ず提出する書類(次のすべての書類)

()必ず提出する書類(次のすべての書類)					
	提出する書類	注 意 事 項				
	授業料等減免申請書・家庭状況調査書					
1	(様式第1号)	・記入もれ等ないよう、必要事項はすべて記入すること。				
	授業料減免申請における確認書					
	所得・課税証明書 (市区町村が発行する 最新のもの)	・学生本人、就学者(学校に通っている人)を除く 世帯内全員分を提出していただきます。 ・無職者・年金受給者・専業主婦の方の分も提出が 必要です。 ・学生本人・就学者の分は提出不要です。(※(2)				
2	(※令和2年度後期に新制度の【第Ⅱ区 分】又は【第Ⅲ区分】の支援を受けている方は提出不要です。また、新入生のうち、高校在籍中の予約採用で【第Ⅲ区分】 又は【第Ⅲ区分】の候補者となっている方は提出不要です。)	の8に該当する場合等を除く) ・タイトルが「令和2年度」の所得・課税証明書を 提出いただくこととなります。 ・ 所得金額と課税額の両方が記載 されているものを 提出してください。 ・ 原本 を提出すること。(写し不可)				
3	確定申告書の写し 又は 源泉徴収票の写し (※令和2年度後期に新制度の【第Ⅲ区 分】又は【第Ⅲ区分】の支援を受けてい る方は提出不要です。また、新入生のう ち、高校在籍中の予約採用で【第Ⅲ区分】 又は【第Ⅲ区分】の候補者となっている 方は提出不要です。)	・世帯の中で給与所得のみで確定申告をしていない方については、源泉徴収票の写しを提出してください。 ・2020年(令和2年1月~令和2年12月)の所得・収入が確認できるものが必要です。 ・確定申告書:令和3年1月以降に税務署等に提出した申告書の本人控えの写し ・源泉徴収票:令和3年1月以降に交付されたものの写し				

(2) 申請区分に応じて提出する書類

(- / HIJ - /J / - /	<u> </u>		
	申請区分	提出する書類	備 考
○ 住居の全壊・大	規模半壊・半壊、全焼・半焼、流失	·罹災証明書(原本)	原本証明 がなされた写しでも 可
○ 学資負担者の死	Ċ	・死亡を証明する書類 (写)	
○ 学資負担者の行	方不明	・申立書(任意様式)	行方不明の旨を記入し提出
○ 住居が帰還困難 備区域に存する	区域・居住制限区域・避難指示解除準 場合	·被災証明書(原本)	必ず市町村へ確認し、 原本を提出。 原本証明 がなされた写しでも 可

※上記の各証明書類について、所定の形で書類を提出済みの場合、再度の提出は不要です。

(2) の書類は、令和2年度後期に新制度の<u>【第Ⅲ区分】</u>又は<u>【第Ⅲ区分】</u>の支援を受けている方は提出不要です。また、新入生のうち、高校在籍中の予約採用で<u>【第Ⅲ区分】又は【第Ⅲ</u>区分】の候補者となっている方は提出不要です。

3) 該当事項に応じて提出する書類

<u> </u>	該当事項		提出する書類		発 行 所
	1	日本学生支援機構の奨学金、岩 手県立大学学業奨励金 <u>以外の</u> 奨 学金を受給している(受給する 予定)場合	・金額が分かる書類(奨学生証等)		奨学金の実施者
	2	世帯の中に令和3年1月〜申請 日までに転職又は新たに就職し た方がいる場合	・月収(又は年収)見込証明書 ・最近3か月分の給与支払明細書 (写)	左記のいずれか	転職・就職後の 勤務先
	3	世帯の中に年金・恩給等受給者がいる場合	・年金等の源泉徴収票 (写)・年金等改定通知書 (写)・年金等支払通知書 (写)	左記の <u>いずれか</u> (令和2年1~令和2年12月 の受給総額がわかるもの)	社会保険庁等
	4	世帯の中に雇用保険 (失業給付金) 受給者がいる場合	・雇用保険受給資格者証 (写)	受給額・期間がわかるもの	職業安定所
ı l ı z	5	生活保護受給世帯である場合	・保護開始(変更)通知書 (写) ・受給証明書 (写)	左記の <u>いずれか</u> (扶助料がわかるもの)	福祉事務所等
収	6	児童扶養手当受給世帯である場合	・児童扶養手当受給者証 (写)	受給額がわかるもの	市区町村役場
入確認書	7	臨時的な所得がある場合 (申請前6か月以内に限る。退 職金、保険金、資産譲渡所得、 山林所得等)	・退職所得の源泉徴収票 (写) ・退職金支払通知書 (写) ・保険金支払通知書 (写) ・売買契約書 (写) ・確定申告書 (写)	左記の <u>いずれか</u>	勤務先・保険会 社等
類	8	学生本人が3か月以上継続して アルバイトに従事している場合	・2020年の源泉徴収票 (写)・最近3か月分の給与支払明細書 (写)・その他収入額を確認できる書類	左記のいずれか	勤務先
	9	学生本人が独立生計者である場合(次の全部に該当すること)・父母等の被扶養者でない(健康保険・所得税等全て)こと・父母等と別居していること・本人又は配偶者の収入のみで生計を維持していること	・本人・配偶者・父母等の <u>令和2年分</u> 所得 の確定申告書(写)又は源泉徴収票(写) ・市区町村長が発行する本人・配偶者・父 母等の最新の所得・課税証明書 ・本人の健康保険証等(写) ・本人の属する世帯全員の住民票	左記の <u>全部</u>	市区町村役場
	10	本国から送金 がある場合	・外国人留学生収支状況等申告書 <u>(必須)</u> ・送金額がわかる書類(通帳の写など)・本人等の収入に関する証明書類 (写)	左記のいずれか	
		本国から送金 がない場合	・外国人留学生収支状況等申告書 <u>(必須)</u>		
	11	世帯の中に障がい者がいる場合	・障害者手帳 (写) ・障害者年金の受給額がわかるもの		都道府県等
控除	12	世帯の中に長期療養者 (6か月 以上) がいる場合	・初診日を明記した診断書(原本) ・申請前1年以内の医療費の領収書(写)	左記の <u>全部</u>	医療機関等
控除確認書類	13	家計支持者が別居している世帯 (単身赴任等)	・別居のため特別に支出した費用(住居費等)の申請前1年以内の領収書(写)		
類	14	申請前6か月以内に風水害・火 災等の災害を受け、長期にわた る支出増又は収入減がある場合	・罹災(被災)証明書 (写) ・復旧費用の見積書等 (写)	左記の <u>全部</u>	市区町村役場・ 警察署・消防署、 建設会社等

- 注1 (写)と記載されている書類については、原本ではなく、必ずコピー(A4版)を提出してください。
- 2 1~10(収入関係)の書類については、該当する場合には必ず提出してください。添付がない場合には申請を受理できません。
- 3 11~14 (控除関係)の書類については、提出がない場合には家庭状況調査書の該当欄は記載がないものとみなします。
- 4 必要に応じ、上記以外にも確認書類の提出を求めることがあります。

(3) の書類は、令和2年度後期に新制度の<u>【第Ⅱ区分】</u>又は<u>【第Ⅲ区分】</u>の支援を受けている方は提出不要です。また、新入生のうち、高校在籍中の予約採用で<u>【第Ⅲ区分】又は【第Ⅲ区分】</u>区分】の候補者となっている方は<u>提出不要</u>です。

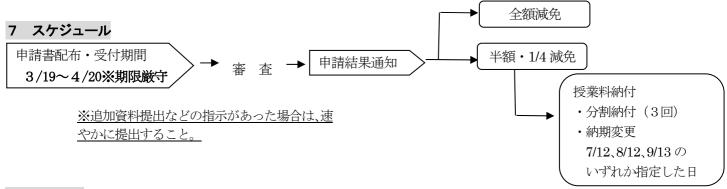
5 申請受付

- (1) 受付期間 令和3年3月19日(金)~4月20日(火)(土日祝日を除く。)
- (2) 受付時間 8時30分~18時15分(13時~14時30分を除く。)
- (3) 受付場所 滝沢キャンパス 本部棟1階 学生センター 窓口 宮古キャンパス 宮古短期大学部事務局 窓口

(必ず申請者本人が持参すること。 郵送での申請は受け付けできません。)

6 審査結果通知

審査結果の通知は文書にておこないます。通知の時期は、人によって変わりますが、準備が整い次第、**学内メール 及び掲示**によりお知らせしますので、学生センター又は宮古短大事務局の窓口へ学生証を持参のうえ結果通知書を受け取りに来てください。



8 注意事項

- (1) <u>高等教育の修学支援新制度への申請を基本としています。新制度への申請資格がある方は、この制度の申請を行う際に必ず新制度の方も同時に申請してください。</u>
- (2) 申請者は学生本人です。提出書類は必ず自分で記入してください。
- (3) 必要書類に漏れがないようにしてください。書類不備で所得の審査が出来ないと、減免の可否を決定できません。
- (4) 申請要領等をよく読み、そのうえで不明な点については、早めに学生センター又は宮古短大事務局に自分で問い合わせてください。
- (5) 受付の際、記載内容について質問することがあります。回答できるよう内容を理解しておいてください。
- (6) 誤記、記入漏れ等があると申請者本人の不利益となる場合があります。丁寧に記入してください。
- (7)収入等について不明な部分は、親等に確認しておいてください。
- (8) 書類を提出する前に、記入漏れ、書類の添付漏れがないか十分にチェックするとともに、次回申請に備えてコピーを保管するなど、各自工夫してください。
- (9) 申請期限間近になると、窓口が混雑しますので、早めの申請にご協力ください。期限直前の申請で書類が不備の場合には、申請自体を受理できない場合もあります。
- (10)申請後、必要に応じて掲示、電子メール、電話等により内容確認の連絡をすることがありますので、迅速に対応してください。
- (12) 虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、承認後であってもこれを取り消すことがあります。
- (13)授業料減免等を申請する場合は、授業料の納付方法は銀行口座振替を選択していただく必要があります。口座振替依頼書を未提出の場合は、授業料減免等申請書と併せて口座振替依頼書を提出してください。

第4章 特別の事情による授業料減免

前期・後期の授業料減免申請の時期以外であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、 授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、その申請により、<u>当該理由の発生した日</u> の属する期に納付すべき授業料の一部が減免されます。

当該理由に該当する方は、別途、学生センター又は宮古短大事務局まで申し出てください。 (新型コロナウイルス感染症による家計の急変も含みます。)

- (1) 生計維持者の一方(又は両方)が死亡した場合
- (2) 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により半年以上就労が困難となった場合
- (3) 生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る。)した場合
- (4) 震災、火災、風水害により被災し、生計維持者の一方(又は両方)が前3号に該当又は生死不明、行 方不明若しくは就労困難等により世帯収入が大きく減少した場合
- (5) 上記に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合